

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

●久喜市男女共同参画審議会委嘱式

○小沢参事 皆様、こんにちは。ただいまから久喜市男女共同参画審議会委員の委嘱式を始めさせていただきます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます人権推進課長の小沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めに梅田市長から、委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきます。

お手元に配布させていただきました名簿順に、梅田市長から委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきますので、お名前を呼ばれた方はその場にてご起立願います。

なお、交付が終わりましたら、ご着席下さい。

それでは、皆様のお席に委嘱書をお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

(梅田市長から一人一人に委嘱書を交付)

(委員の自己紹介と事務局職員の紹介)

ありがとうございました。

以上をもちまして、久喜市男女共同参画審議会委員の委嘱式を終了とさせていただきます。

●令和 3 年度第 1 回久喜市男女共同参画審議会

○小沢参事 引き続きまして、令和 3 年度第 1 回男女共同参画審議会を始めたいと存じます。

なお、久喜市男女共同参画を推進する条例第 21 条第 2 項の規定により、審議会の会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日は、10 名の皆様にご出席いただいておりますので、本会議が成立しているというところをご報告させていただきます。

次に、初めての会議でございますので、皆様に 4 点程、ご了承いただきたいことがございます。

まず、1 点目でございますが、本市では審議会等の会議の公開に関する条例第 3 条の

規定によりまして、会議は原則公開としております。本審議会の会議も公開としております。

次に 2 点目でございますが、会議の開催につきましては、事前の公表を行うことが規定されておりますので、市の掲示板やホームページ上に、会議の開催について掲載しております。

本審議会の開催につきましても、同様に事前の公表をさせていただいております。

3 点目でございますが、会議の傍聴を希望される方がいる場合は受け入れるものでございます。なお、現在傍聴には二名いらっしゃいます。

最後に 4 点目でございます。本日の会議につきましては会議録作成のため録音を行いますので、皆様にご了承をお願いしたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、梅田市長よりごあいさつを申し上げます。

○梅田市長 皆様、改めましてこんにちは。市長の梅田修一でございます。

男女共同参画審議会委員の皆様方には、本日お忙しい中、ご出席をいただきまして、また、日頃より、市政全般におきまして、多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先ほど、令和 3 年 1 月 17 日から、2 年間の男女共同参画審議会委員の委嘱をいたしました。新たに 6 名の委員をお迎えし、本日が最初の審議会の開催となります。久喜市の男女共同参画に関する議題につきまして、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せいただき、実りある審議会となりますよう、よろしく願いいたします、

本日の議題にもございます、パートナーシップ制度につきましては、性的マイノリティの方々の人権に対する関心が高まる中、本市では、令和 2 年 11 月に、性的マイノリティに関する市民アンケートを実施し、その結果も踏まえ、令和 3 年度中に制度の導入を目指すこととしました。審議会委員の皆様におかれましては、今後、パートナーシップ制度の導入に向け、その内容についてご審議を重ねていただければと存じます。

今後とも、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○小沢参事 ありがとうございます。

続きまして、会長、副会長の選出でございますが、本日は改選後初めての会議でございますので、議長となります会長が選出されておられません。

従いまして、会長が決まるまでの間、梅田市長に仮議長として会議を進めていただきたいと思います。

梅田市長、よろしくお願い致します。

○梅田市長 それでは会長副会長が選出されるまでの間、暫時、私の方で議長を務めますのでご協力をお願いします。

この男女共同参画審議会では、男女共同参画を推進する条例第 20 条第 5 項の規定によりまして、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置くことになっております。その選出につ

いては、委員の互選によってこれを定めることとなっています。会長の選出であります
が、どなたかご推薦、或いは、ご意見等ございますでしょうか。

○三好委員 私からは、前期に副会長を務めていらっしゃった稲葉委員を会長に推薦させて
いただきたいと思います。

○梅田市長 ただいま、三好委員から、会長を稲葉委員にお願いしたらいかがかと意見がご
ざいました。それでは改めまして、皆様にお諮りいたします。稲葉委員に会長をお願い
するということで、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは改めまして、稲葉委員、お引き受けいただけるということでよろしいでしょ
うか。

○稲葉委員 (了承)

ありがとうございます。

○梅田市長 それでは、会長は稲葉委員ということで決定をいたしましたので、どうぞよろ
しくお祈いします。

続いて、副会長の選出であります、どなたかご推薦、或いはご意見等ございま
すか。

○稲葉会長 私からは、立川委員を推薦させていただきたいと思います。市の職員として、
この男女共同参画審議会の立ち上げから長く、携わっていらっしやいまして、その後
も、市の職員として大変ご活躍していただいたということで、非常に適任であると思
います。

○梅田市長 ただいま、稲葉会長から、立川委員を副会長にしてはどうかという提案をいた
だきました。立川委員に副会長をお願いすることについて、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは改めまして、立川委員、お引き受けいただけるということでよろしいでしょ
うか。

○立川委員 (了承)

○梅田市長 ありがとうございます。

それでは、副会長は立川委員ということで、立川委員におかれましては、どうぞよろ
しくお祈いいたします。

皆様にご協力をいただきまして、無事、会長、副会長を選出することができました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

ありがとうございます。

○小沢参事 それでは、会長と副会長から一言ずつごあいさつを頂戴したいと存じます。

初めに稲葉会長、よろしくお祈いいたします。

○稲葉会長 皆様のご承認をいただきまして会長の役を務めさせていただきます、稲葉でござ
います。よろしくお祈いいたします。

今、新型コロナウイルスで日本中が大変な状況になっておりますけれども、この中でも男女共同参画というのは、益々推進していかなければならないと思います。市長からお話がありましたけれども、市の方としても、色々なことをご尽力をいただいております。

私どもの方も、活発な意見交換をいたしまして、市に意見をどんどん提案していきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんと一緒に活発に議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小沢参事 ありがとうございます。

続きまして、立川副会長よろしくお願いいたします。

○立川副会長 ただいま、副会長に推薦いただきました立川でございます。

私、審議会委員も初めてなんですけれども、副会長職も初めてでございます。職務が全うできますよう、努力して参りますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○小沢参事 ありがとうございます。会長、副会長が決まりましたので、久喜市男女共同参画審議会の議事に移らせていただきたいと存じます。

なお、誠に恐縮でございますが、梅田市長におかれましては別の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

ここで、稲葉会長と立川副会長には前の席へご移動をお願いいたします。

(席の移動)

それでは、会議を再開いたします。

議題に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、これより審議会の方を進行させていただきますが、久喜市男女共同参画を推進する条例第 21 条の規定によりまして、稲葉会長を議長として議事の方を進めさせていただきます。

それでは稲葉会長、よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。

円滑に進行しますよう、ご協力をお願いします。まず初めに会議録の作成及び審議会の運営等について、事務局からご説明をお願いします。

○佐藤補佐 改めまして、人権推進課の佐藤でございます。

事務局からは3点程、ご案内とご検討いただきたいことがございます。

1点目は、会議録の作成と会議録の署名についてでございます。

審議会等の公開に関する条例によりまして、審議会等につきましては、会議録を作成し、会議開催後概ね1ヶ月を目安に、ホームページ等で公開することとなっております。

本市における審議会等の会議の公開に係る基本的な考え方としまして、全文記録方式、もしくは、できる限り全文記録に近い形で作成することを原則としております。

事務局の案といたしましては、市の基本的な考え方に合わせて、全文記録方式、またはそれに近い形での会議録作成を提案したいと思います。

会議録につきましては、事務局において作成し、でき上がり次第、確認していただき、2名の署名委員に署名をしていただく予定でございます。

この会議録への署名をいただく2名の委員の方につきましては、名簿の五十音順の順番をお願いをしたいと思います。

1点目は以上です。

○稲葉会長 ただいま事務局から会議録の作成方法と、署名委員についての説明がありました。

まず会議録の作成方法についてですが、市の基本方針としては全文記録方式であり、事務局の提案としては全文記録方式としたいとのこと。

このことについて何かご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

無いようですので、会議録については全文記録方式といたします。

次に会議録の署名委員については五十音順に2人ずつお願いしてよろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議録署名委員は、名簿の五十音順で決定します。

○佐藤補佐 では、続きまして、2点目、久喜市男女共同参画を推進する条例についてご説明いたします。

初めに、男女共同参画についてご説明を申し上げますと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を実現するものであり、市は、この社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

第2次久喜市男女共同参画行動計画の冊子をお持ちの方は、92ページに久喜市男女

共同参画を推進する条例がございます。

久喜市では、この条例に基づきまして、男女共同参画の推進に努めております。こちらの条例は、後程ご一読いただけますようお願いいたしまして、ここでは特に男女共同参画審議会に関連する項目、第 18 条から第 21 条についてご説明いたします。

条例第 18 条は、審議会の設置について、第 19 条は審議会の所掌事項について、第 20 条は審議会委員の組織等についての条文でございます。

男女共同参画審議会は、これらに基づいて設置運営されております。

また、第 21 条に会議の規定がございまして、この第 21 条の規定により、審議会を開催しております。

男女共同参画審議会に関連した条文についての説明は以上でございます。

○**稲葉会長** 男女共同参画審議会に関連する条文について説明でした。ご質問はございますか。

(意見・質問なし)

無いようですので、引き続き、事務局より、お願いいたします。

○**佐藤補佐** 続きまして 3 点目として、先ほどの条例第 22 条、部会の設置についてご検討いただきたいと存じます。

条例の第 16 条の第 1 項及び第 2 項に、苦情及び相談への対応につきまして、市長は、行動計画の実施または男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民または事業者から苦情の申し出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めることとなっております。

さらに必要があれば、市長は審議会に対して意見を聞くことができるものとなっております。

もし、苦情等があり、このことについて市長が審議会に対して意見を求めた場合、審議会では条例第 22 条により、部会を置いて調査ができることになっています。

部会は、部会員で組織し、部会員は委員が兼ね、さらに、部会の組織は会長が審議会に諮って定めると規定されています。

部会の設置は、置くことができるという規定ですので、置かないことも可能です。

従いまして、苦情処理についての調査のための審査を、部会を設置して行うか、部会を設置しないで全委員を持って行うか、ということについてご検討いただきたいと思えます。

部会を設置する場合には、部会員の人数、部会員の選出、部会長、部会長代理を決めていただくこととなります。

なお、参考に申し上げますと、これまでの審議会におきましては、部会を設置しないで、審議会の委員全員で調査に当たるといった決定がなされてきました。

また、合併以前及び条例を施行してから本日まで、市の男女共同参画の推進に関する苦情等についての申し出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**稲葉会長** ただいま条例についての説明と、部会の設置についてのお願いがございました。まず条例についてのご質問ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(意見・質問なし)

それでは、次に部会の設置について、ご意見がありましたら伺いたと思います。

(意見・質問なし)

では、部会は置かないということになりました。

次に、事務局から、議題の令和 2 年度実施計画の進捗状況の報告についてご説明いただきますが、その前に、私から資料を皆さんにお配りします。

私、先程申し上げましたように、経験が長いものですから、審議会を進めるにあたって認識を共通するために、ちょうどいい新聞記事がございましたので切り抜いて参りました。記事は 2 セットでございます。

まず、右側の「ダイバーシティはなぜ必要？」という日経新聞の記事を紹介します。

そもそもダイバーシティとは何ですか、というところです。日本語では多様性です。性や国籍、民族、心身の状態や、家族構成などについて、様々な背景や属性を持つ人々が、組織や地域で対等に働き、意思決定に参加することを目指します。日本の課題の一つが、男女格差です。国際機関の世界経済フォーラムが、世界の国々を男女平等の実現度合いでランク付けしたジェンダーギャップ指数 2021 では、調査対象 156 カ国中、日本は 120 位でした。

私どもは男女共同参画審議会委員ですが、市としては男女共同参画条例を基に、男女間の不平等を無くす事がメインになるわけですが、先ほど市長からお話がありましたけれども、いわゆる性的少数者への配慮だとか、男女共同参画だけではなく、もう少し広い意味での取り組みを行っていただいております。

これからの色々な報告がございしますが、皆さんのご認識として、男女共同参画だけではないということでご認識いただいて審議を進めていただきたいと思います。

それから昨年末の記事ですが、コロナで困窮する女性の支援について、新型コロナウイルスの感染拡大が労働市場を直撃、とりわけ女性は非正規で働いている方が多く、雇用が不安定だ、コロナが女性の多いサービス業などに影響を与えている、とのことです。皆さんテレビや新聞でご覧になっていると思いますが、今、大変な目に遭っている方が増えていると。

今まで、いわゆる平時で何もなかった時に男女共同参画を進めてきたわけですがけれども、今、火事が起こっているわけなので、火事が起こった時の対処を考えていかなければならない。そういうことも踏まえまして、私たちも議論を進めていきたいと思ます。以上です。

○**佐藤補佐** それでは、事前配付させていただきました資料 2 についてご説明させていただきます。

第2次久喜市男女共同参画行動計画に掲載した事業内容をもとに、令和2年度に各所管課で実施した取り組みについてまとめた資料でございます。

基本目標ごとの集計結果を各基本目標の最後に記載してございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各所管課で予定していた事業が実施できない状況が多くございました。

代替事業を実施した場合は、その内容を評価していただきましたが、やむを得ず、事業実施ができなかった項目につきましては、実施なし、評価なしとして、回答をいただいたものでございます。

それでは、基本目標ごとに概要をご説明いたします。

まず基本目標1。男女の人権が尊重されるまちづくりにつきましては、1ページから7ページまで、24項目の実施状況でございます。

基本目標1では、人権擁護の推進、生涯を通じた健康支援、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮について示しております。

三つの施策について推進しており、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた施策を展開しています。

7ページをご覧ください。

各施策項目の評価につきましては、24項目のうち、「十分にできた」、「十分な成果を上げた」と、◎で評価したのは9項目。「できた」、「ある程度の成果を上げた」と、○で評価したのは13項目。「どちらかというときできなかった」、「事業の対象や手法の見直しが必要である」と△で評価したのは、1項目。事業を実施していないのは、1項目でした。

△で評価しておりますのは、人権推進課が行っている事業、「女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実」の項目でございまして、利用率の目標値87%に対して、令和2年度は66.3%と、令和元年度の現状値を下回る結果となりましたので、評価を△といたしました。

これは、相談者が予約をした後、新型コロナウイルス感染症の影響などによりキャンセルとなった件数が多いことに起因するものでございます。

現在は、キャンセル待ちのご案内や、継続してカウンセリングを受けることができることを周知するなどして、利用率の向上に努めております。

続きまして、基本目標2、男女共同参画の意識づくりについてご説明いたします。

資料2の8ページから18ページまで、33項目の実施状況でございます。

基本目標2では、男女共同参画を推進するための啓発活動の充実、男女平等教育の推進、国際理解の推進の三つの施策について推進しており、仕事や家庭、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力し合うことができるよう、男女共同参画の意識づくりや、男女平等を基本にした教育を積極的に推進することを示しております。

各施策項目の評価につきましては、33項目のうち、◎で評価したのは21項目。○で

評価したのは 11 項目。△で評価したものはなく、事業を実施していないものは 1 項目でした。

8 ページ、施策の柱 1 の男女共同参画を推進するための啓発活動の充実に掲載している項目のうち、10 項目については、主に人権推進課が所管する事業となっております。

続きまして、基本目標 3、あらゆる分野に男女共同参画できる体制づくりにつきましては、19 ページから 37 ページまで、68 項目の実施状況でございます。

基本目標 3 では、政策方針決定の場における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援の推進、地域社会活動における男女共同参画の推進の三つの施策を柱としており、女性の活躍や働き方の見直し及び環境整備など、仕事と家庭の両立の推進を示しております。

各施策項目の評価につきましては、68 項目のうち、◎で評価したのは 17 項目。○で評価したのは 42 項目。△で評価したのは 2 項目。事業を実施していないのは 7 項目となっております。こちらの△で評価したものは、人権推進課と保育課各 1 項目でございます。

人権推進課におきましては、取り組みNo.31105 の、男女共同参画人材リストの活用に関する取り組みについて、活用分野に偏りがあることから、評価を△としています。今後は、人材リストの周知と登録者の増加について、あわせて取り組んで参ります。

また、保育課の、父親の子育て参加の促進の取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの参加人数を調整し、父親のイベント参加率が低下したことにより、△の評価となっております。

続きまして、基本目標 4、性別による暴力のないまちづくりについてご説明いたします。

38 ページから 42 ページまで、16 項目の実施状況でございます。

基本目標 4 では、性別により暴力の根絶に向けた啓発、被害者のための相談体制等、支援体制の充実の二つの施策を柱としております。

DV は犯罪行為を含む重大な人権侵害であることから、DV の防止及び被害者支援に向けた施策を推進し、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。

各施策項目の評価につきましては、全 16 項目のうち、◎で評価したのは 5 項目。○で評価したのは 11 項目で、△の評価及び事業を実施していない項目はございませんでした。

令和 2 年度の実施状況全体につきましては、43 ページに集計結果がございます。全 141 項目のうち、◎で評価したのは 52 項目。○での評価は 77 項目で、△で評価したのは 3 項目。事業を実施していない項目は 9 項目でございました。

令和元年度の推進状況と比較しますと、◎の評価が 15%ほど減少し、○の評価が 10%弱増加しております。

△の評価及び実施しなかった項目も前年比で増加しております。

はじめにもご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業を予定通りに実施できなかったことが大きく影響しております。

今年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、各所管課において、取り組みを展開していくことを確認して参りたいと考えております。

資料2の説明は以上でございます。

○稲葉会長 委員の皆様、全体、もしくは個別の施策について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○石田委員 全体といいますか、資料2の見方に関してですが、以前にも同じような議論があったのかもしれませんが、ちょっと確認です。この表の◎とか○とか△という、この評価ですね。

誰がどのように評価をしているのかというところが表だけではわからないので、そのあたりご説明をいただけたらと思います。

○佐藤補佐 ご指摘いただきました評価に関してですが、それぞれの基本目標の初めのところに、男女共同参画への配慮について、A・B・Cの項目を設けておまして、その右側に評価基準ということで、◎と○と△の評価基準を書かせていただいております。

それぞれの取り組みに対して、所管課が、自分たちが行った事業をどのように評価したかというところで、所管課自らが評価するという事になっております。

○石田委員 そうしますと、この評価というのは所管課ごとに自己評価をされているということだと思えますが、所管課によって、その評価が厳しいところがあれば、若干緩やかな所もあったりする可能性があって、私としては、△を付けている所というのは、きちり厳しく評価をされているのではないかなと、個人的に感じる部分もありまして、集計結果などの見方は、どのように分析したらいいのかは、色々な意見も出てくると思います。

○稲葉会長 三好委員、いかがでしょうか。

○三好委員 私も石田委員と一緒にですね。一つ一つを読んで、非常にわかりやすいものもありました。例えば、妊婦さん全員に交付券をお配りしました。これはもう、100点満点がとてもわかりやすいですね、これはとても素晴らしいと思いました。

何かを実施されました、向上しましたと書いていただいているものは、その様子を私たちが頭に思い浮かぶことができるくらい分かり易く評価することが、改善のポイントとしてはあるのではないかと思います。

ですので、最初の目標を掲げられた時にどうやって評価するかというところに、事前の時間を割いていただけると、もう少し良くなるのではないかとこのを感想としては持ちました。

○稲葉会長 お二人のご意見は、目標の設定とPDCAについてのご発言ですね。

例えば△であれば、何故△だったのか、次年度では何か対策を変えてこうしていこう

など、PDCAの回し方という観点から事業に取り組んでいただければと思います。

○中村喜美子委員 20ページになりますが、今の評価のところ、取り組みNo.31105、男女共同参画人材リストの活用ということで、所管課が人権推進課で△の評価が付いているところでお尋ねしたいのですが、令和3年3月末時点の現在の登録者数が33人。この登録者数が少ないので、評価としては△なのかなと思ってますが、こちらの、登録者数の男女比、男性、女性、33人中がどのようになっているのか、また、今後、評価を上げるための取り組みをどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

○佐藤補佐 まず1点目、男女共同参画人材リストに掲載されている男女比についてでございます。こちらのリストは、すべて女性の方をリスト化したものでございます。女性の方にも色々な事業に参画していただきたいという意味で、この人材リストを作っております。

もう1点、どのように、登録者数を増やしていくかについてでございますが、まずは市役所の中で、各事業でさまざまな講師などをやっていらっしゃる方々を、このリストに登録できませんかというご案内をしていきたいと思っております。

現状は市役所の職員が人材リストを使わずに、講師などお願いしている方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方も全部含めて、リストの中に入れていければ、登録者数も増えますし、そのような方々に活躍していただく機会も増えていくのではないかと考えております。

○中村喜美子委員 実は私自身も個人的には、こちらの人材リストに登録をしています。登録していませんが、登録している女性が33人だということを知りました。この人材リストは男性が、登録していただいてもいいものなのか、確認をお願いしたいです。

○佐藤補佐 こちらのリストは久喜市男女共同参画人材リストと申します。女性の方の登録ということになってございまして、男性の方はこのリストには含まれておりませんが、実は、市役所の他の課にも人材リストはございまして、そちらには男性の人材も登録していらっしゃいますので、今後、そちらのリストとこの男女共同参画人材リストを連携させて、もっと活用させる方法も人権推進課の中では考えてございます。

担当課と協議をしながら、その方面についても進めていきたいと思っております。

○中村喜美子委員 よくわかりました。

○佐藤主幹 補足させていただきますと、男女共同参画人材リストには2つの側面がございまして、1点目は、審議会等で女性の登用率を上げるために庁内でこのリストを活用して、審議会の女性の登用率を上げていく、ということが1つございます。

それから、女性でいろいろな資格をお持ちの方もいらっしゃるので、そういった資格をお持ちの方が、講座等で市民の方に、そういった活躍の場を提供するという事で、このリストに登録していただいて、それを見た方が、講師として活用できるように整備しているものでございます。

○稲葉会長 今、中村喜美子委員がおっしゃったように、男性でも色々な講演会の先生などやっただくのは悪いことではなく、良いことなので、女性だけではなくて一緒に登録させていただいて、ご活用いただいた方がいいですよ。

他にございますでしょうか。

それでは、私から何点か。

14 ページの取り組みNo.22101。中学校の制服について、スラックスタイプとスカートタイプを選択できるようにしましたが、これは、男子がスカートを穿いてもいいわけですね。テレビで観たことがあります、ほかの自治体の例で、「スカートを穿きます」という男子がいました。この子はトランスジェンダーではなく、嗜好で「僕、スカートを穿きたいので穿きます」とのことでした。久喜市ではどうかわかりませんが、両方を選択できるといいと思います。

男女共同参画とは離れるかもしれませんが、今、学校教育の場で、例えば、もう少し制服について踏み込んで、制服の有無だとか、何も制服にこだわらなくてもいいのではないかと。

それから、今、校則で色々見直しをされてますよね。

そんなところにも踏み込んだ方がいいのではないかと。教育委員会、学務課にお願いして、そういう事も少し議論を進めていただけたらと思います。

18 ページ、No.23102 の外国人、これは私の持論で前々から申し上げてますが、日本語教室を開催して延べ 146 人。平均参加者数が 12.2 人。久喜市には外国人が約 2,500 人から 3,000 人くらいいて、12 人の方に日本語教室を 10 回やっても、ほとんど覚えられないということがあります。

私も実は、過去に鷺宮国際交流協会日本語教室を推進していましたが、日々の日常生活で少しでも助かるようにということで、日本人のボランティアを募集しまして、外国人の人が日本語の資格を取るとかではなくて、普通の基礎的な会話を習得できるように、週 1 回ずつ、今でも活動しているようです。そんな形で進めていきたいですね。

No.23101 の外国人への情報提供の充実のところでは活動している団体は、南栗橋にほんご会など、今は栗橋と鷺宮だけになりました。国際交流協会は、昔は日本人が海外のことを知ることが主旨でしたが、今は、逆に日本で生活している外国の方が増えていて、生活支援につながることをもっと推進していただければ、久喜市の PR になると思います。市民生活課にお伝えください。

次に、23 ページ、No.32101 と、No.32102 の、女性で困ってらっしゃる方の支援について、ハローワーク春日部等の連携とか、非常にいいことだと思います。ここで、No.32101 でパートタイマーに関する就職情報紙の更新分を毎週、本庁舎 1 階ロビーや三支所等に配架したとありますが、なかなか庁舎に配架しても求職者に行き渡るのはい少ないと思いますので、例えば、これをホームページに載せるとか、ハローワークの情報が入

るだけではなく、久喜市から事業者からの求人を紹介するなどして、特に今、求人される方はインターネットをよく活用されますので、そのようにされたらと思いました。

次に 37 ページ。No.33302 の防災における避難所について、一昨年、台風 19 号があった市内で避難された人も多いかと思います。ホームページで確認しましたら、レビューをされてきちっと改善策を取ってらっしゃるようですけれども、また、こういうことになった場合、避難所の新型コロナウイルス対策をご検討されていらっしゃるかどうか。その辺の対策もよろしく願います。

他に皆さんいかがですか。

○立川副会長 男女共同参画人材リストの活用で、市役所内で偏りがあるのが気になりました。やはり女性を活用しにくい分野があるということで、全ての分野で女性の進出が進んでいかない原因はその辺りにあるのではと思いました。

また、9 ページのNo.21102、生涯学習課の実施状況の概要欄が空欄なのが気になりました。

○佐藤補佐 ご指摘の通り、空欄になっておりました。

再度確認いたしまして、会議の後に、委員の皆様方に確認したものをお送りするという形を取らせていただいでよろしいでしょうか。

○稲葉会長 よろしく願います。資料 2 については以上でよろしいですか。

それでは、次に資料 3、4 の説明を事務局から願います。

○佐藤補佐 資料 3 についてご説明いたします。

資料 3、全課共通取り組み事項の推進状況をご覧ください。

こちらは、第二次男女共同参画行動計画におきまして、特定の課だけではなく、すべての課が取り組むべき事項をまとめた資料となっております。

2 ページをご覧ください。設問 1、先ほどご意見いただいております人材リストの活用状況についてでございます。

この人材リストは、登録者 33 名となっております。

こちらは、審議会委員への女性登用の促進の他、各種講座の講師選定に活用していただくために作成したものでございます。こちらのリストへの掲載につきましては、広報くきや市のホームページで随時登録者を募集しております。

各所属所での活用状況を調査しましたところ、①市の審議会等への女性委員登用促進のための資料として活用した課は、社会福祉課でございました。

②市主催の講演会、講座等の講師選定資料として活用した課はございませんでした。

③その他団体個人が主催する講座等の講師依頼と、④団体個人への技術提供の依頼等につきましては、人材リストの登録者あてに、10 月以降に照会する予定でございます。

人材リストにつきましては、各施設、公共施設の市民参加コーナーに配架しておりますが、周知が図られていない現状がございますので、他の所管課と協力しながら、周知

できるように工夫して参りたいと考えております。

設問 2 につきましては、内部の職務分担についての調査でございます。

女性職員の職域拡大及び職務分担の見直しにつきましては、実施課が 56 課です。

すべての課において、性別に関わりなく職務分担がされており、目標は達成できております。

今後も、性別に関わりなく職務を遂行するよう働きかけを行います。

続きまして、3 ページをご覧ください。

設問 3 は、保護者の行事等への参加に対する配慮でございます。

就学前の子どもを持つ保護者が安心して気軽に、各種講座や催し物に参加できるよう、市で開催する講座は、保育付きを原則とするという取り組み内容について、各課が回答したものです。

令和 2 年度、託児を実施した課は、人権推進課、子ども未来課、生涯学習課の 3 課、託児希望がないため実施しなかった課は 2 課でございました。

こちらの 2 課は、託児つきの講座等を企画したものの、希望者がなく、結果的に実施に至らなかった課でございます。

そもそも託児を実施しなかった課は 7 課で、主な理由といたしましては、幼児と保護者が一緒の講座なので託児の必要がない、参加対象者を中高年以上としている、新型コロナウイルス感染症予防のため、などとなっております。

設問 4 につきましては、各種事業、会合等への参加しやすい開催日時等の配慮といたしまして、市民を対象とした各種事業、会合等を開催したのは 16 課で、そのすべての課が、子育て中の保護者や男性も参加しやすい開催日時等に配慮したとの結果でございます。

資料 3 につきましては以上でございます。

○稲葉会長 ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

設問 1 の男女共同参画人材リストの活用法は、非常に少ないのですが、これは、コロナ禍で講演会等が減ったためでしょうか。

○佐藤補佐 確認したところ、一昨年は 0 件でございました。

○稲葉会長 やはり活用できていないと。

○佐藤補佐 講座等の活用を促していくためには、他に実施している各課の講座の講師をこちらに登載していくというやり方が、一番早いのではと考えております。

○稲葉会長 せっかく良い試みなので、活用を図っていただきたいですね。

○中村喜美子委員 設問 2 で、課内の職務分担についてですが、100%達成、素晴らしいですね。感動しています。本日の審議会委員の中に、資生堂さん、それから商工会さんがいらっしゃるんですが、この 100%という数値はどのように見てらっしゃるか、教えていただけますか。

○三好委員 私もご質問したかったのは、仕事の種類としてはこれで全部なのでしょうか。

○佐藤補佐 全部というわけではないと思っています。女性、男性の役割分担について、固定的に皆さんが考えてらっしゃる項目で、代表的なものとして各課にこの項目で伺っています。

○三好委員 逆に、固有の役割は何がありますかと質問をされた方が、（固定的性別役割分担意識を）無くす方向に意識が向くと思いました。

私の働いている事業所は工場なので、重量物があります。そのため、インフラの場所によっては、どうしても女性には厳しいというところがあります。もちろんソフトウェア的には男女関係なく、重量物を上げるときには手を挙げて、周りの人が集まってやりましょうということもありますし、女性の方々を中心に、私たちがこの製造行為を出来るようにするためのアイデアを募集し、その実現のためには会社がお金を出せばいい、という意識があります。

この設問を見た時に、これは男女固有じゃなく出来そうだよ、というふうにしてしまうと、見過ごされてしまうところが残りがちなのかなと思ったので、逆の視点を持った方がいいというのが、私が感じたところでした。

○石井委員 私は青年会議所に所属しております、私達、20代から40代までのメンバーで構成されていて、実質、女性メンバーが55名いますけれども、（実働の）女性は8名しかいない状態で、その中で役職を務めていくとなった時に男女半分ずつとか平等にというのは、やはりなかなか難しい状況で、その人が出来ることをやっていくという時に、この割合表示が正当なのかなと。8人しかいないメンバーが半分頑張ったところで、ということもあるのです。

私は初めて審議会に参加するので、数字表記だとか評価の対象基準が、不明瞭というか、初めて見る人でもわかるような項目であるとか評価とか、対象人数が何人なのかとか、その辺もクリアになると誰でもわかるのではないかと感じました。

そのような感じで拝見させていただきました。

○稲葉会長 三好委員からの指摘は、この質問は、一般的に、今までは女性がやらされていたとか、そういうのを公平にやっていますかという従来の考え方ですが、さらに進んで女性特有の、もっと女性ならでは出来ることのあるのでは、という指摘でした。

それから、石井委員もおっしゃってましたが、評価基準という所をもう少し見直して、わかりやすく、正しい評価になる、ということを考えていかれた方がよろしいかと思えます。

それでは資料4の方についてお願いします。

○佐藤補佐 資料4についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

男女共同参画行動計画につきましては、実効性を高めるために、いくつかの施策について、先ほど会長からもお話がございましたが、具体的な数値目標を取り入れて、計画を推進しております。

資料4につきましては、第2次久喜市男女共同参画行動計画の34ページに記載して

おります、目標数値と令和2年度の実績の数値でございます。

平成28年度に実施いたしました市民意識調査の結果をもとに、目標値を定めておりました、市民意識調査による評価が必要な項目につきましては、資料4の実績の中では横線で記載しております。

こちらの指標項目につきましては、市の男性職員の育休取得率が高い水準となっております。取得日数を問わない調査結果でございますので、取得した日数は個別の状況となっております。

資料4の説明につきましては、以上でございます。

○**稲葉会長** それでは、ご意見、ご質問でございますでしょうか。

○**中村美恵子委員** 市の男性職員の育児休業取得率で、期間については個別ということでしたけれども、最長でどのくらい取った方がいるか、短いと何日くらいなのかがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○**佐藤補佐** 今、手元に細かいデータは無いのですが、私の知る限りでは、長い方については2ヶ月や、数ヶ月という単位で取った男性職員がおります。ただ、短い方については、2日とか3日とか、そういう単位の方もございましたので、かなりばらつきがあるものと認識しております。

○**中村美恵子委員** そうしますと長い方でも、2ヶ月、3ヶ月程度ということですね。女性の方ですと、今は3年とか取られる方もいらっしゃるけれども、まだ男性の方だと、それほど長く取られない理由はやはり、仕事の関係とかあるのでしょうか。

○**佐藤主幹** 大分前に、私の職場で男性が1年間取ったという職員もございました。その方のライフスタイルというか、どのようにお子さんと関わりたいか、という所もあるのかなと思います。その方は3人目のお子さんで、生まれた日から1年間取られました。受け入れる職場としては、やはり大変ではありましたけれども、今思うと、“結果、何とかなる”というところがあるので、受け入れる職場の体制や理解が進むと、もっと長く取ったり、取りやすくなったり、そういう環境が整っていくのかと個人的に思っております。

○**杉山委員** 育児休業取得率ですけれども、通常の計算方法でいくと、パーセンテージで出すのも結構ですけど、対象になる方、全く独身の方は当然、対象から数字が外れるじゃないですか。そうすると、何人、個人情報もありますからそこまで名前を出せとかではなくて、算出の根拠として、対象のご結婚されてる方、任意で同棲されてる方、要するに、子どもさんが生まれて取得ができる対象の人数が何名で、そのうち何名ぐらいが取得しているという数、その辺の表記をしてもらおうと、すごく適正な数値が出るのかなと。大体一般的にこの取得率になってしまうと、全体の母数になってしまうので、仮に10人対象の方がいて、そのうち5人取られていれば、半分ですよ。ですけど、この分母が100人になると、もっと低い数値になって、実態とかけ離れてしまうかなというところがあると思うので、そういうことも考慮にさせていただいて発表していただければと思います。

○佐藤主幹 取得率につきましては、その年に家族が生まれた職員を対象にしておりますので、分母は、例えば、20人お子さんが生まれた職員がいれば、20人のうち、何人ということになりますので、この項目の対象者は、お子さんが生まれた方になっております。具体的な数字は、部署に確認しなければわからないので、次回の際にはお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○中村部長 ただいまご質問いただいております育児休業の取得率でございますが、行政の各自治体で、男性の育児休業の取得率を伸ばすということで色々と取り組みをしております。

久喜市の場合ですと、男性が育児休業を取る前に出産の補助休暇等とか、扶養の申告手続きで書類を提出します。その際に、男性が育児休業に入れるような状況がわかった時点で、久喜市は、イクボス宣言もしておりますので、所属長から積極的に育児休業を取るように、という声かけをしたり、また人事課から対象職員にメールによる連絡を取るなどして、取得しやすい環境を作っております。

このような取り組みにより、令和2年度の取得率につきましては、県内で一位となり、自治体での取り組みとして評価をされたところでございます。

しかしながら先ほど担当職員からお話がありました通り、まだまだ取得日数は、本当に片手の日数だけの方もおりますので、引き続き、育児休業が取得しやすい職場環境づくりを全庁挙げて推進していきたいと考えております。

○稲葉会長 55.6%で県内一位、という結果について、三好委員、資生堂さんはいかがですか。男性の育休取得率は。

○三好委員 残念ながら、非常に少ないのが実態です。事業所ごとによっても変わっております。本社や、多い事業所もちろんございますが、私の工場のところはそんなに多くはないですね。

やはり、男性は短い期間で取られる方が多く、1ヶ月とか3ヶ月の方が多いです。1年で取られる方も、今年何名かおりましたけれども、その方に聞いてみると、子育てを一度、自分も一緒に奥さんと経験して、大変さを自分でもわかりたい、という理由で取ってみようと思っております、という社員が多いですね。私は、その理解を互いに持てるということは非常に良いことだなと思って、聞いたときに、とてもいいことだね、と話をします。

○稲葉会長 私は娘が二人いて、去年、孫が二人できたのですがけれども、婿さんは、二人とも一週間くらいしか育休を取れませんでした。現時点ではなかなか難しいところもあるようです。

久喜市では、来年度以降も県内一位、全国一位を目指して取得していただけるように推進していただきたいと思っております。

○石田委員 設問3の保育所待機児童数のところは、目標が0人になっているので、一応ここも触れておきたいと思っております、令和2年4月1日時点では、従前通り、40人とい

うことなのでしょう。今後、この取り組みについてどういったことが検討されているかを教えてください。

○佐藤補佐 保育所待機児童数につきまして、こちらは、年によって起伏の激しい状況でございます。令和2年4月1日時点は、確かに40人でしたが、その前年は22人でした。実は、令和3年4月1日は0人となっております。

保育所は、新しい施設の整備が進み、市民の皆様にはご利用していただきやすくなっております。こちらの人数は、厚労省の基準による待機児童数になっておりまして、実際、空いている保育所があっても、希望している保育所ではないから利用しませんという方は、この中には含まれておりません。令和2年度は厳しい状況でしたが、今はある程度は緩和していると考えております。

○稲葉会長 保育園を増やしたから解消されたということですね。

○佐藤補佐 はい。保育園を増やしたことと、定員も増えているというところでございます。

○稲葉会長 鷺宮の1ヶ所だけですか。

○中村喜美子委員 もっと増えましたね。街中に。

○稲葉会長 そうですか。よかったですね。

それでは、次の議題に移ります。資料5の方です。

○吉岡主任 議題2、行政委員会及び審議会等における女性の登用状況について、説明させていただきます。

それでは、資料5をご覧ください。

こちらは、令和3年4月1日現在の行政委員会及び審議会等における女性の登用率を取りまとめたものになります。

各ページの内容についてご説明申し上げます。1 ページ目は、一番上の表が市議会における女性議員の比率。2 番目の表が、審議会等における女性委員の登用率。3 番目の表が、女性登用率が30%を超えている審議会の比率を表しています。1 ページ目下段から2 ページ、3 ページまでは、個々の行政委員会、法令必置の附属機関、法律または条例により設置されている附属機関それぞれの女性登用率を掲載しております。4 ページ目には、平成23年4月1日から令和3年4月1日までの女性委員の登用率の推移をグラフで、記載しております。5 ページ目には、女性登用率30%未満の審議会につきまして、女性登用が困難な理由と目的達成に向けた具体的な方策についてまとめております。

1 ページ目をご覧ください。第2次久喜市男女共同参画行動計画では、女性登用の推進に取り組んでおりまして、女性登用率40%以上を数値目標としております。1 ページ目上から二つ目の表の右下にあります通り、令和3年4月1日現在の審議会等の女性登用率は37.3%で、目標値である40%に達しませんでした。

続きまして、久喜市市民参加条例では、男女の構成比率につきまして、委員総数の

30%以上とすると定めております。女性登用率 30%を超えている審議会等の達成率は 80.4%になります。

審議会等への女性委員の登用率につきましては、平成 23 年の第一次計画策定時より、少しずつ上昇してはおりますが、まだ目標には達していない現状でございます。

今後も、全庁的に女性委員の登用に取り組んでいく必要がありますことから、各所属長あてに、任期が満了する審議会等の委員選任の際に積極的に女性を登用していただくように通知して、働きかけていきたいと考えております。

資料 5 につきまして、事務局からの説明は以上です。

○**稲葉会長** ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久喜市福祉オンブズパーソンの定員 2 名は、1 名、これずっと 1 名なのですか。なかなか難しいのですか。

○**吉岡主任** こちらは 4 月 1 日現在の登用率を一覧にしております、その後、4 月 20 日付で女性を登用し、登用率 50%以上となりましたとの報告がありました。

○**稲葉会長** 質問は、男女比率ではなくて、定員が 2 名に対して 1 名しかいませんね、ということですか。過去からずっと 1 名なので。

○**吉岡主任** 伺っている話ですと、任期途中で退任された女性がいらっしゃいまして、その際、補充が出来なかったとのことでした。久喜市福祉オンブズパーソンは、福祉や法律の幅広い知識が求められることから、補充が難しかったようです。

○**稲葉会長** わかりました。それでは、議題 3 の、令和 3 年度男女共同参画推進月間における事業計画についてお願いします。

○**吉岡主任** 議題 3 についてご説明させていただきます。

資料 6 をご覧ください。

久喜市男女共同参画を推進する条例により、久喜市では、6 月を男女共同参画推進月間と定めており、男女共同参画に関する事業を重点的に実施しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、「男と女のつどい」を実施する予定です。なお、例年 6 月に実施している体験学習ツアーにつきましては、令和 3 年秋季以降の開催を目標としております。

資料 6 の 1 ページ目をご覧ください。今年度で第 18 回となりました、男と女のつどいを 6 月 26 日土曜日午前 9 時 30 分から久喜市中央公民館にて開催する予定です。当事業は、男女共同参画を推進する団体である「女と男いきいきネットワーク久喜」との共催により実施するものでございます。

内容としましては、「女と男いきいきネットワーク久喜」加入団体等によるステージ発表や活動紹介、作品展示、販売コーナーの開催など行う予定です。新型コロナウイルス感染症予防対策として、各部屋の定員を厳守し、参加者の連絡先の把握や検温測定、換気消毒を徹底して、実施する予定でございます。また、ステージ発表では、少人数での発表や、団体が事前に撮影した活動内容を、当日スライド上映するという方式で、計

画を進めております。

また、記念講演を予定しております、今年度は早稲田大学でジェンダー論や社会学の講師を務めていらっしゃる、熱田恵子さんを講師としてお招きし、「新型コロナウイルスとジェンダー平等」という演題でご講演をいただく予定です。

また、「男女共同参画 1 日体験学習ツアー施設見学会」の訪問先としましては、男女共同参画の視点から、近代日本における最初の女性医師である、荻野吟子記念館を訪れる予定です。

なお、実施が決定しましたら、広報くき及び市ホームページ、それから各種公共施設へのポスター掲示などで事業を周知させていただきます。

資料 6 のご説明につきましては、以上でございます。

○**稲葉会長** はいありがとうございます。

ご質問、ご意見ございますか。内海委員、何かございますか。PRでも結構でございます。

○**内海委員** ありがとうございます。

今、内容の説明にもありました、「女と男いきいきネットワーク久喜」代表の内海でございます。

毎年、この事業を行っておりますが、昨年はコロナの影響もあり、色々と検討した結果、中止とさせていただいて、今年も理事会で検討した結果、やはりやりたいという強い思いから、コロナの事を鑑みて、ステージ発表等も事前に撮ったものを流すなどして行う予定でいます。

年々、見に来てくださる方が減っていたのが悩みだったのですが、ここに来てコロナで、皆さんをお誘いしているものかどうかというところもあるのですが、久喜市内において、男女共同参画をもとに色々活動している団体がたくさんいて、知ってほしい気持ちもあります。

私もこの審議会に参加させていただいたのは初めてですが、逆に、「女と男のネットワーク久喜」というのをご存知ない方ももちろんいらっしゃると思いますので、その繋ぎ役が出来たらいいなあ、と思っています。

皆さんもし、お時間がありましたらぜひお越しただいて、こんな団体が久喜市の中で活動してるんだ、ということを知っていただけるとありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**稲葉会長** 記念講演のテーマが良さそうですね。ぜひ皆さん、お時間がございましたら。

次は、議題 4 のパートナーシップ制度導入についてのご説明をお願いします。

○**佐藤補佐** 議題 4 のパートナーシップ制度導入についてご説明いたします。

現在、性的少数者、性的マイノリティの方々を取り巻く国際情勢につきましては、平成 23 年に国連人権理事会での、性的指向及び性自認に基づく暴力と差別に対する保護に関する決議がなされたほか、平成 26 年に性的指向による差別の禁止がオリンピック

憲章に盛り込まれるなど、性的マイノリティの人権を守るための環境整備が急速に進められているところでございます。

その一方で、日本国内では、自治体の取り組みや、マスコミの報道等により性の多様性について認知されつつあるものの、性的マイノリティの方々への正しい理解や認識が進んでいない現状にあります。

性的マイノリティの方々には、社会生活の様々な場面で、偏見や差別のために、精神的な苦痛を受けていることが多く、自身のセクシュアリティを公にすることで、差別を受けるのではないかという不安を抱えて、本来の自分を表現できずにいる方が多くいらっしゃいます。

場合によっては、社会参加が困難になっていることもあり、周囲に打ち明けることができずに生活する方が多いために、性的マイノリティの方々の存在は、見えにくくなっています。

本市では、これまで性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すために、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくし、性的マイノリティに対する正しい知識や理解の促進を図る取り組みを進めて参りました。

今後のさらなる取り組みといたしまして、令和 3 年度にパートナーシップ制度を導入することといたしました。パートナーシップ制度は、法的効力はありませんが、本市のパートナーシップ制度が、性的マイノリティの方々の心のより所となるような制度にできますように、当事者の方々のご意見を伺って参ります。

委員の皆様方には、今回の審議会において、パートナーシップ制度の対象や内容に対してご意見をいただきたいと考えております。本日の審議会では、本市のこれまでの取り組みを中心にご説明させていただきます。

皆様に事前にお送りした資料のうち、資料 7 は、昨年 11 月に市民 1,000 人を対象に実施した性的マイノリティに関する市民アンケートの結果の概要を掲載した、広報くき 4 月号の抜粋でございます。

資料 8 は、市民アンケートに同封した用語解説となっております。市民アンケートにつきましても、後程結果をご説明いたします。

続きまして、資料 9 をご覧ください。

性的マイノリティに関する、これまでの本市の取り組みについてまとめております。平成 30 年から、市民の皆様や市の職員に対して、講演会や研修を実施し、あわせて啓発資料の配布や、啓発活動を行っております。講演会では、講師に当事者の方をお招きし、実体験を織り交ぜた内容をお話いただきました。また、令和元年度からは、市内の小学校で L G B T に関する授業を実施いたしました。

続きまして、資料 10 をご覧ください。

こちらは、昨年 11 月に実施しました性的マイノリティに関する市民アンケートの集計結果です。その結果について、概要をお伝えいたします。

問7の1をご覧ください。「ご自身について、性的マイノリティだと思いますか。」との問いについて、はっきりと「そう思わない」と回答した方は90%です。「そう思う」と回答した方は1%ですが、それ以外にも「わからない」という方は6%いらっしゃいました。

問7の2をご覧ください。「今まであなたの周りに性的マイノリティの方はいましたか」、との問いですが、「いる」「断定できないが、そう思われる方はいる」と回答した37%の方が、周囲に性的マイノリティの方がいることを認識されています。

問9の、性的マイノリティであることを理由に、実際に見聞きしたことや起きたことについて、約半数の49.9%の方は「特にない」との回答ですが、残りの約半数の方が、実際にあったことを選択して回答されています。

問12の、性的マイノリティの方にとって、今の社会が生きづらいと思うかについて、「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した方は、84%となっています。

問13の、性的マイノリティの方の生きづらさを解消するための取り組みについては、「何もしなくてもよい」と回答した方は、0.9%で、ほとんどの方が何らかの取り組みが必要であると回答しています。特に、教育現場における子供たちへの配慮、理解促進、教員への研修などの取り組みについて、20%以上の方が必要であると回答しています。

問16と問16の2で、パートナーシップ制度について伺っており、導入について「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した方は77%となっています。

これらのご意見も踏まえて、パートナーシップ制度導入を含めた本市の取り組みをさらに進めて参ります。

以上が本市のこれまでの取り組みの概要でございます。

ご質問等がございましたらお願いいたします。

○石田委員 前回の審議会でもお話が出ていた記憶がありますが、もしパートナーシップ制度を導入する場合に、市としては、パートナーであると認定をされた方に対して、どういった行政上のサービスと言いますか、パートナーシップ制度の効果をイメージされているのか、聞かせていただけたらと思います。

○佐藤補佐 本市で導入を検討しているパートナーシップ制度は、法的拘束力が及ぶものではございません。

本市でどのようなことができるか、今、庁内の各課に照会しているところでございます。まだ調整中ですので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、市でどこまでやれるのか、今後調整していきたいと思っております。

○稲葉会長 先程、審議委員会でもおっしゃったのは、これから色々と検討を始めるので、その都度、途中経過でこちらに相談するので意見が欲しい、そういう意味ですね。

○佐藤補佐 その通りでございます。これから仕組み、規則など、どういったものにしてい

くのか形づくりもしていきますので、対象者ですとか、どういう内容にするかということも含めまして、皆様にご審議をいただきたいと思っております。

○稲葉会長 導入の目標は、いつ頃までですか。

○佐藤補佐 今、本市の中で進めておりますのは、令和3年度中というところでございます。

○稲葉会長 こちらの方についてはよろしいですか。

それでは続きまして、議題5の女性議会についてです。

○吉岡主任 議題5 女性議会の開催につきまして、説明させていただきます。資料はございませんので、口頭でご説明させていただきます。

「久喜市いきいき女性議会」は、女性の市民の方に、議会議員となつていただきまして、市政等について直接質問を行っていただく事業でございます。

この女性議会は、女性の市政参画への意識啓発を図るとともに、女性の視点による意見や提案を市政に反映させることを目的に、隔年で開催しております。また、平成13年度から、「女と男いきいきネットワーク久喜」と共催で開催しております。

令和3年度につきましては、10月25日に開催を予定しております。今年度は、市内在住・在勤・在学の高校生以上の20名を公募で募集しまして、参加者に、男女共同参画行動計画に関する一般質問を行っていただく予定でございます。

女性議会についての説明は以上です。

○石田委員 私も女性議会は何回か拝見させていただいたことがありますが、実際にこの女性議会の意見等から、具体的に市政に反映されたことがあったなど、何か実績というものはあるのでしょうか。

○吉岡主任 今、手元に資料がございませんので正確な回答は難しいのですが、例えば、東鷲宮駅の歩行者用通路、線路の下の通路について「この通路の照明が暗い」という質問がございまして、改善につなげたことがございます。

○稲葉会長 次に、議題6の行動計画についてお願いします。

○江田主事 それでは、第3次久喜市男女共同参画行動計画の策定について、ご説明いたします。

資料11をご覧ください。

現行の第2次久喜市男女共同参画行動計画の計画期間が令和4年度で満了となることに伴いまして、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、第3次久喜市男女共同参画行動計画を策定するものです。

計画の位置付けは、男女共同参画社会基本法に規定される市町村男女共同参画計画となっております。また、久喜市男女共同参画を推進する条例に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための行動計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画、及び、女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する法律に基づく推進計画という位置付けでもあります。

今年度は、計画策定前の市民意識調査を実施することとなっております。

7月に第2回男女共同参画審議会の開催を予定しておりますので、その際に、意識調査の項目を検討し、10月中に、市民の皆様への意識調査を実施したいと考えております。意識調査の結果については、その後の審議会にて概要等をご報告する予定となっております。

来年度は、意識調査の結果を踏まえながら、審議会にて計画の素案審議を行い、令和5年3月末までに、第3次久喜市男女共同参画行動計画を策定いたします。

資料11につきましては、以上でございます。

○**稲葉会長** 行動計画策定のスケジュールにつきまして、何かございますか。

実は、第2次行動計画の計画策定に私も携わったのですが、この中の目標値とか実施項目が、本当にこれでいいのか、男女共同参画の目的が果たせるのか、と自分で参加していながら、疑問に思うところもあります。

実際、これを私たちが検討させていただくのは令和4年度になりますが、他の自治体でも色々と良い事例がありますから、良いことは真似すればいいですね。お時間があるときに見ていただきながら、来年度の具体的な計画策定に携わっていただければと思います。

最後に、全体を通して何かご質問等ございますでしょうか。

(意見・質問なし)

それでは、以上で本日子定いたしました議題はすべて終了となります。ご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、私、議長の任を解かせていただきます。

○**小沢参事** 稲葉会長ありがとうございました。

次第の5、その他についてでございます。

委員の皆様から何かご意見などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**杉山委員** 一言、まずは初めて参加させていただきました。ありがとうございました。まだ不慣れで、どういう形で発言をしていいのか感覚が掴めてないところでの参加でした。

市の事務局の方々に一言、御礼といたしますか。私も会社で総務部の管理職をやっておりまして、総務部門というのは仕事の中身は制限されて、会社の縁の下の力持ちということでなかなか評価もされず、ただ、これだけの資料、皆様でお作りになられて、提案・企画されて、状況を把握して、評価までされてるという、日々のお仕事に感謝いたします。ありがとうございました。

○**小沢参事** ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○**中村喜美子委員** 稲葉会長から、男女共同参画の行動計画、他の市町村と比べてみたりす

ると、色々わかることがあるとのことで、ぜひ機会を作って見てみたいと思います。

私も継続して審議会委員をさせていただいて、久々にこの内容を見させていただきまして、やっぱり男性の育児休暇の取得率なども高いし、女性の登用率もすごく高いと思います。

今回初めて参加された方も多い中で、数字がずらっと並んでいますが、久喜市が、色々なところと比較しても、これは自慢できますよ、高い数値ですよという事を、ざっくりとで結構なので、PRしていただけたらありがたいと思います。

○小沢参事 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

せっかくの機会でございますので、もし何かあれば発言をお願いしたいと思います。

植竹委員さんは、今日出席されて、ご意見などもしあればお願いしたいと思いますが。

○植竹委員 意見というそんな立派なものではないのですが、とにかく、圧倒されたというか、以前にもこのような審議会に参加させていただいたこともあるのですが、資料をいただいて、すごい内容のことをやるのだなあという気持ちで今日は来たのですが、さらに圧倒されて、これから勉強したいと思います。意見を言えるようになればと思いますし、資料をいただいて、すごく色々なことをしているというのを実感しました。驚いております。すいません。こんな意見ですが以上です。

○小沢参事 ありがとうございます。

他にご意見等ございますでしょうか。

(意見・質問なし)

事務局から最後に、次回の審議会の日程案につきまして、7月上旬を考えております。会場等の都合もありますので、本日、この場である程度日程を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(日程調整)

○小沢参事 7月8日の午前中、もしくは9日の午後ということで、調整いたします。

よろしくお願ひしたいと思います。

事務局の方からは以上でございます。

それでは、閉会となります。

閉会のごあいさつを立川副会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○立川副会長 今日は委員の委嘱から議題審議まで無事に終了しました。この審議会はすごく活発で、皆さん非常に色々な視点から深く考えられている事がよくわかり、久喜市の男女共同参画の追い風になるだろうと思っております。私も勉強不足ですが、これからもう一度、勉強し直して頑張っていきたいと思います。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

○小沢参事 それでは、以上をもちまして令和 3 年度第 1 回久喜市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 3 年 6 月 8 日

石井 敦子

石田 道哉

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。